

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	四国財務局長
【提出日】	平成27年5月25日
【会社名】	ニホンフラッシュ株式会社
【英訳名】	NIHON FLUSH CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 栄二
【本店の所在の場所】	徳島県小松島市横須町5番26号
【電話番号】	0885 - 32 - 3431 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理統括部長 庄野 淳
【最寄りの連絡場所】	徳島県小松島市横須町5番26号
【電話番号】	0885 - 32 - 3431 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理統括部長 庄野 淳
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 254,222,000円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であり、平成27年5月15日 (金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通 株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年5月22日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成27年5月25日に四半期報告書(第51期第2四半期(自平成26年7月1日至平成26年9月30日))の訂正報告書を提出したことに伴い、当該四半期報告書の訂正報告書を参照書類に追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報
第1 参照書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

(訂正前)

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第50期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月20日四国財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第51期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月8日四国財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第51期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月7日四国財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第51期第3四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日) 平成27年2月10日四国財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年5月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月25日に四国財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年5月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成27年5月22日に四国財務局長に提出

7【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を平成27年5月22日に四国財務局長に提出

(訂正後)

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第50期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月20日四国財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第51期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月8日四国財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第51期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月7日四国財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第51期第3四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日) 平成27年2月10日四国財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年5月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月25日に四国財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年5月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成27年5月22日に四国財務局長に提出

7【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を平成27年5月22日に四国財務局長に提出

8【訂正報告書】

訂正報告書(上記3の四半期報告書の訂正報告書)を平成27年5月25日に四国財務局長に提出